

安曇野市教育委員会第2回臨時会会議録

日時；平成26年7月18日（金）午前11時

場所；明科支所2階 会議室3

出席者

教育委員：委員長 望月正勝、職務代理者 宮澤豊弘、委員 内田洋子、委員 唐木博夫、教育長 須澤真広

事務局：教育部長 北條英明、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 赤羽篤

書記：学校教育課総務係長 水谷一郎、教育総務係 宮下果奈

◎開 会

教育部長 定刻になりました。みなさん、お疲れ様でございます。

本日は、急きょお集まりいただきましてありがとうございます。

それではただいまから、安曇野市教育委員会の第2回臨時会を開催いたします。

◎教育委員長挨拶

教育部長 望月委員長からご挨拶をお願いいたします。

[委員長あいさつ]

教育部長 それでは、協議議案へ入らせていただきますが、着座にてよろしく願いいたします。協議事項へ入る前に、本日開催までの経過を簡単にご説明させていただきたいと思えます。

去る4月11日に、須澤教育長が急性白血病の診断を受け、信州大学付属病院へ入院されました。当初、5月末までの加療が必要ということでございましたが、完治するには骨髄移植が必要だという診断をされたため、長期にわたる入院が必要となりました。

このことから須澤教育長は、長期にわたる教育長不在ということを憂慮されまして、熟慮の末、7月16日付でこの7月31日をもって職を辞する旨の申し出がございました。

また、これを受けまして望月委員長は、当面の教育委員会の対応を考慮された結果、新たな教育委員会の構成を協議すべきと考え、望月委員長も7月17日付で同じく7月31日をもって委員長の職を辞する旨の申し出をされたところでございます。

本日の臨時会は、須澤教育長、望月委員長の辞職願を受けて、教育委員会の人事案件についての協議をお願いするものであります。

委員長にかかわる部分もでございますので、本日の司会進行は私が務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

◎協議議案第1号 人事案件について

①教育長の辞職願の受理について

教育部長 まず初めに、須澤教育長の辞職願の受理についてお諮りをいたします。教育委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、「当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職をすることができる」とございますが、今回のように教育長は辞しますが、教育委員としては残留する場合、教育委員会のみ同意となります。

改めまして、須澤教育長の辞職に関し、ご審議をいただきたいと思いますが、ご意見等、ございましたらお願いしたいと思います。

望月委員長からご意見等、ございましたらお願いいたします。

委員長 はい、須澤教育長におかれましては、思いがけない病気ということで、強い志の半ばでこのようなことになってしまい、辞職をいただくという本当に残念な結果になりました。

今後は病気回復のために全力を尽くされまして、一日も早く健康を取り戻すことを願っております。

本当に短い間で私たちも残念ですが、ご苦勞さまでございました。ぜひ早い回復を皆で祈っておりますので、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

教育部長 今回の須澤教育長の辞職願の受理をしてもよろしいかどうか、ご審議をいただきたいと思います。

委員長 少しよろしいですか。

望月です。ご審議ということですが、教育長から辞職願が出されておりますので、辞職をされるということで、私はいいと思いますが、どうでしょうか。

教育部長 今、望月委員長から、辞職願を受理してもよろしいのではないかとのご発言をいただきました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長 今、異議なしという声をいただきました。

それでは須澤教育長の辞職願、受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長 それでは、須澤教育長の辞職については同意をされました。

②教育委員長の辞職願の受理について

教育部長 次に、須澤教育長の辞職の表明に合わせまして、望月委員長から教育委員長の辞職願が提出されております。この件についてお諮りをしたいと思います。委員の皆様からのご発言をよろしくお願ひします。

宮澤委員 宮澤です。

これにつきましても、異議ありません。

教育部長 今、宮澤委員から望月委員長の辞職願、異議なしということでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育部長 それでは辞職願の受理をするということで、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育部長 ありがとうございます。

③教育委員長の選任について

教育部長 それでは望月教育委員長の辞職についても同意をされました。

それでは次に、改めて教育委員長の選出について確認させていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定では、「教育委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。」とされております。また、安曇野市教育委員会会議規則第2条第2項には「委員中に異議のないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

内田委員 内田でございます。

委員長につきましては、長く学校現場を経験し、安曇野市校長会長をされて安曇野市の教育に精通している唐木委員に委員長をお願いしたいと思いますので、推薦させていただきます。

教育部長 ただいま内田委員から、唐木委員を推薦したいとの発言がありましたが、委員の皆様にご異議がなければ、指名推薦により選出を行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長 異議なしと認め、指名推薦による方法で選出をさせていただきます。

先ほど内田委員から、唐木委員を推薦したいとの発言がございましたが、他に指名推薦はございますか。

(「なし」の声あり)

教育部長 それではなしと認め、唐木委員を教育委員長に指名推薦することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長 ご異議なしということですので、唐木委員を教育委員長に選任いたします。なお、委員長の任期は、8月1日から望月委員長の残任期間である11月8日までとなります。

④教育長の選任について

教育部長 続きまして、教育長の任命を議題といたします。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定により、「委員長を除く委員の中から教育委員会が任命する」こととなっております。

なお、任命の手続きにつきましては、法令に特段の定めがございませんので、委員長を除く4名の中から互選をしていただくこととなりますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。ご意見をよろしく願いいたします。

唐木委員 委員の唐木です。

教育長につきましては、今まで教育委員長としてご活躍いただきました望月委員にお願いできないでしょうか。

教育部長 ただ今唐木委員から、望月委員を教育長にとのご提案がありましたが、指名推薦ということによろしいでしょうか。他にご意見等ございますか。

全委員 ありません。

教育部長 なしと認め、望月委員を教育長に任命することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長 異議なしと認め、望月委員を教育長に任命いたします。なお、教育長の任期は、8月1日から望月委員の任期が満了する11月8日までとなります。

ありがとうございました。

以上で須澤教育長の辞職に伴う教育委員会の新しい委員会構成協議を終わらせていただきます。

なお、ここで須澤教育長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 [教育長あいさつ]

教育部長 ありがとうございました。

それでは引き続き、8月1日から教育委員長に就任される唐木委員、また教育長に就任される望月委員から一言ずつご挨拶をお願いいたします。

唐木委員 [唐木委員あいさつ]

教育部長 ありがとうございました。

では、望月委員。よろしく申し上げます。

委員長 [委員長あいさつ]

教育部長 ありがとうございました。

8月1日から新たな体制になりますので、私の教育長職務代理者の任は、7月31日をもっておろさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日の会議の概要につきましては、午後にプレスリリースをする予定でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、協議議案はこれで閉じさせていただきたいと思います。

他に事務局から連絡事項をお願いします。

学校教育課総務係長 教育総務係の水谷です。

次回の定例会はすでにご通知さしあげてございまして、7月28日月曜日、会場はこちらの支所の西側にある講義室になります。いつもと場所が違いますが、午後1時半からということで、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

教育部長 皆様方は何かその他ございますか。

(「ありません」の声あり)

教育部長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、安曇野市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でございました。